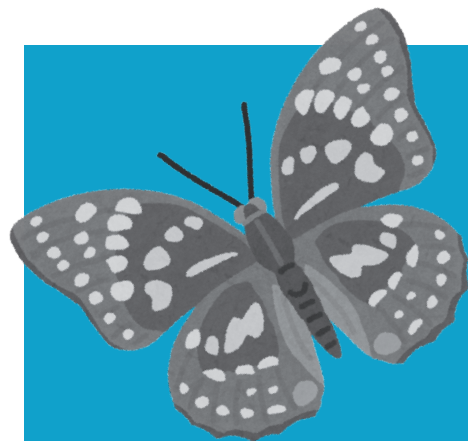




栗山町第7次総合計画

令和5（2023）年度～令和12（2030）年度

ダイジェスト版

【**原案**】



ふるさと**は**栗山です

まちづくりの基本理念

1. 情報共有のまちづくり — まちの将来像や政策目標・成果などを町民が共有できる、情報共有のまちづくりを推進します。
2. 町民参加のまちづくり — 自治の主体である町民が、各政策の形成過程に参加できるまちづくりを推進します。
3. 持続可能な自律したまちづくり — 健全な町財政運営と、地域資源を活かした個性的な政策展開により、持続可能なまちづくりを推進します。

第7次総合計画 ってなんだろう？



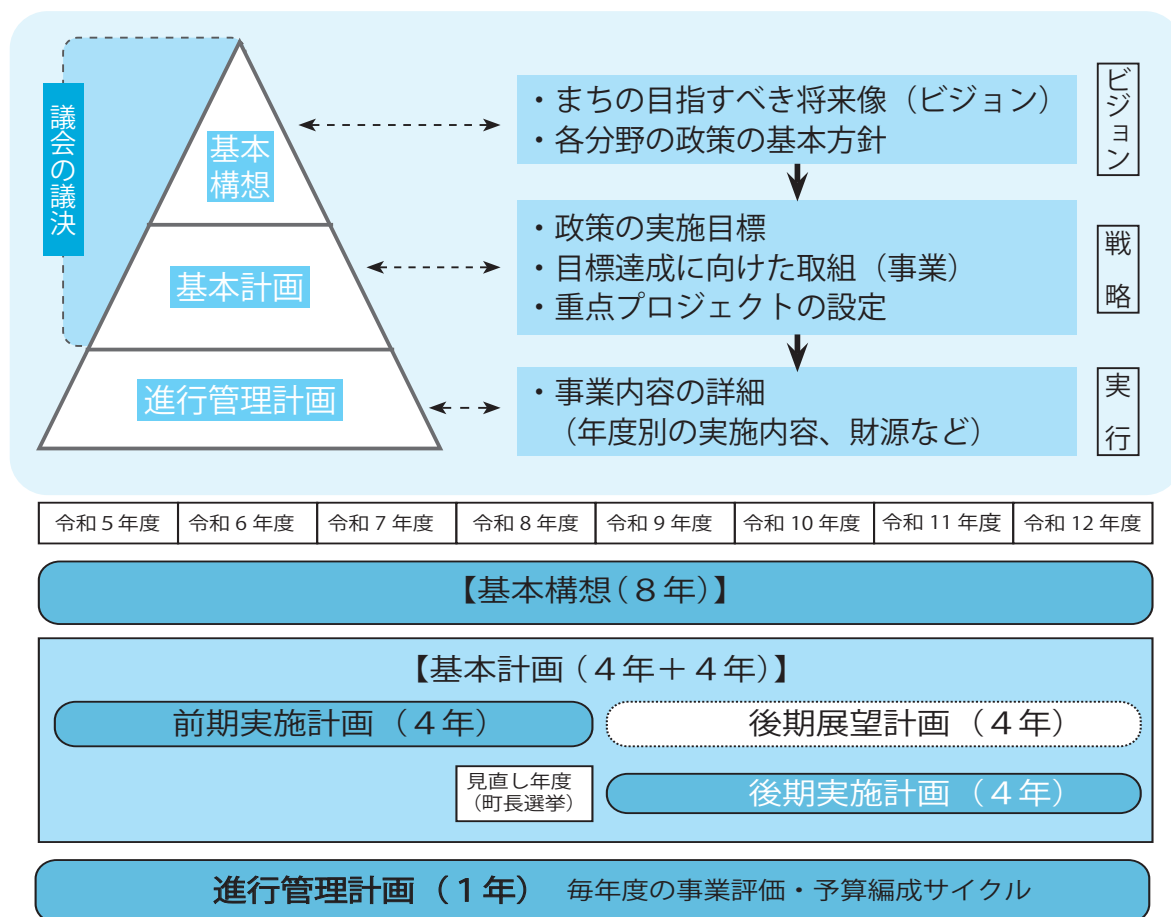
町では第7次総合計画の策定にあたり、町民のみなさんの声をお聞きしながら原案を作成しました。本書は計画原案の内容を抜粋し、わかりやすく紹介した「栗山町第7次総合計画ダイジェスト版」です。今後町民のみなさんとの懇談会や、町民の代表等で構成される審議会により原案の見直しを行い、令和4年12月に議会提案を行う予定です。

総合計画とは？

総合計画とは、まちの目指すべき将来像を定め、生活環境、教育、医療・保健・福祉など、その期間中（8年間）に町が進める全ての政策の根拠となる重要な計画です。町による毎年度の事業立案や予算の編成は、総合計画に基づき行われます。

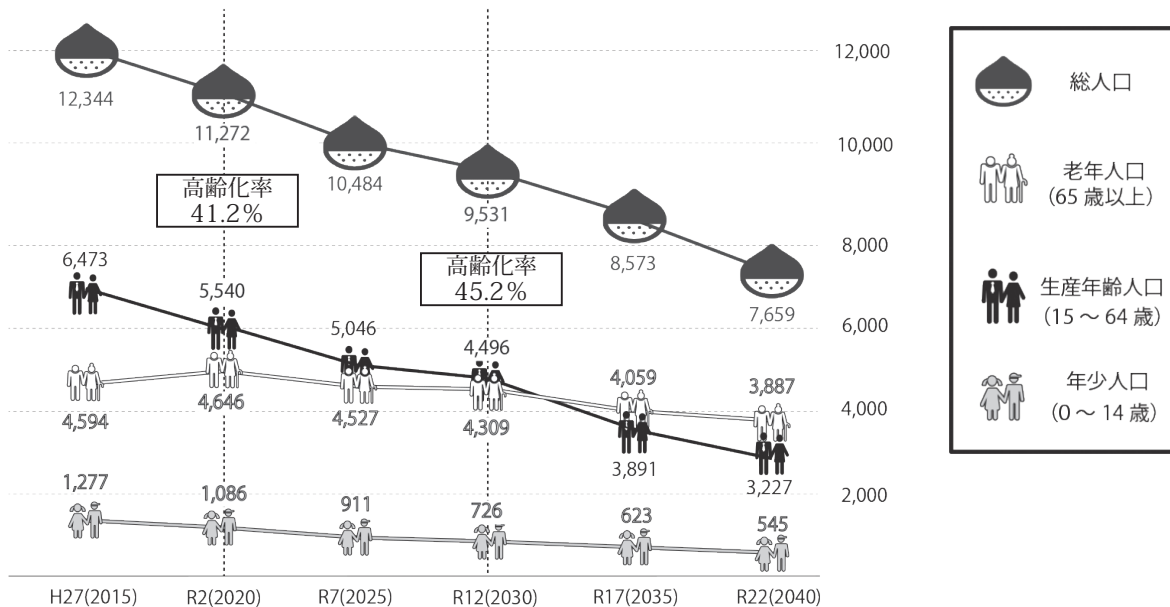
現行の第6次総合計画が令和4年度で終了することから、町では町民のみなさんの声を聞きながら、第7次総合計画の策定を進めています。

計画の構成と期間



将来人口の推計 国勢調査結果に基づく将来人口の推計

年少人口と生産年齢人口は今後も減少の一途をたどり、また、令和 17 年（2035 年）には老年人口が生産年齢人口を上回る見通しとなっています。令和 2 年～12 年の 10 年間で 1,741 人の人口減少（△15.4%）が見込まれ、特に年少人口は△33.1%、生産年齢人口は△18.8%と減少率が高く、老年人口は△7.3%と若干の減少が見込まれます。



計画期間中の目標人口

令和 12 年（10 月時点）＝ 10,200 人

人口の考え方 … 平成 27 年 10 月時点の国勢調査人口を基準とする。

目標人口設定 … 重点プロジェクトとして取り組む「若者・子育て世代が移住・定住しやすい環境づくりの推進」などの成果として、若者・子育て世代などの人口増加を一定数見込んだ数値で目標設定しています。

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
当初推計	人 口	10,866	10,675	10,484	10,293	10,103	9,912	9,722	9,531
	高齢化率	42.3%	42.7%	43.2%	43.6%	43.9%	44.4%	44.8%	45.2%
目 標	人 口	11,062	10,935	10,808	10,687	10,567	10,446	10,326	10,200
	高齢化率	41.7%	41.9%	42.1%	42.2%	42.3%	42.4%	42.6%	42.7%

総合計画と SDGs の目標

SDGs は、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された国際目標として、17 の目標と 169 のターゲットで構成されています。わが国でも SDGs の取組を推進しており、本町の総合計画においても、各施策に位置づけられた事業を総合的に取り組むことによって、SDGs の目標達成を目指します。

■ SDGs の 17 の目標と自治体行政の果たし得る役割

国際的な地方自治体の連合組織である UCLG(United Cities and Local Governments) では、SDGs の 17 の目標に対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

SDGs 17 の目標		自治体の役割
1 貧困をなくそう 	【目標 1】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	全ての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに 	【目標 2】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	水資源など自然資産を活用して農業などの食料生産の支援が可能です。公的・私的な土地で食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を 	【目標 3】 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹であり、国民皆保険制度も健康維持に貢献しています。都市環境の保全も健康維持・改善に必要なとの研究報告もあります。
4 質の高い教育をみんなに 	【目標 4】 全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	特に義務教育等においては自治体の果たすべき役割は非常に大きく、住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における取組は重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	【目標 5】 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化（エンパワーメント）を行う。	女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、ジェンダー平等を反映させるために、審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組です。
6 安全な水とトイレを世界中に 	【目標 6】 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	安全で清潔な水は住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水質を良好に保つことも大事な責務です。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	【目標 7】 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	公共建築物に対して率先して省エネ利用を推進したり、住民の省エネ対策の支援等、持続可能なエネルギー利用を増やすことも大きな役割です。
8 働きがいも経済成長も 	【目標 8】 包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	経済成長戦略の策定を通して地域経済活性化や雇用創出に直接的に関与ができます。社会サービスの制度整備などを通して労働者の待遇を改善することも可能です。

SDGs 17 の目標		自治体の役割
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	【目標 9】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。	地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しており、地域経済戦略に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業の創出などに貢献ができます。
10 人や国の不平等をなくそう 	【目標 10】 各国内及び各国間の不平等を是正する。	差別や偏見の解消を推進する上でも主導的な役割を担うことができ、少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを 	【目標 11】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは究極的な目標であり、都市化が進む世界の中で自治体の役割は大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	【目標 12】 持続可能な生産消費形態を確保する。	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は重要であり、一人ひとりの意識などを見直す必要があります。住民への環境教育などでこの流れの加速が可能です。
13 気候変動に具体的な対策を 	【目標 13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	気候変動問題は年々深刻化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討などを行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	【目標 14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因しているといわれており、発生した汚染が河川等を通して海洋に流れないように、汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさを守ろう 	【目標 15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有しています。自然資産を保護するためには、国や周辺自治体との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に 	【目標 16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。住民参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割です。
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	【目標 17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	自治体は NPO などの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な協力関係は極めて重要です。

特徴ある4つの 重点プロジェクト



①「子どもたち」が元気なまち

若者、子育て世代を全力でサポートし、子育て・教育環境のさらなる充実を図り、移住・定住促進や雇用の場の創出に向けた取組を進め、子どもたちが将来へ夢・希望を持って成長できるまちづくりを推進します。

① 若者、子育て世代が移住・定住しやすい環境づくりを推進します。

- 若者・子育て世代の移住を促進する環境づくりの推進
- 若者世代が求める雇用の場づくりの推進
- 都市圏への交通アクセスなど、公共交通の利便性の向上

② 地域ぐるみで安心して子育てができる環境をつくります。

- 子育てや発達支援、保育サービスなどの充実

③ 教育環境のブランド化を推進します。

- 各種教育施設等が連携した教育プログラムの推進
- 地域資源を活かした「ふるさと教育」の推進
- 国際交流を通じて国際感覚を身に付けた人材の育成
- 魅力ある栗山高校づくりの推進

②「ひと」が元気なまち

あらゆる世代の町民が心身ともに健やかに、生きがいをもって暮らせるまちづくりを目指すとともに、町民と行政が連帯・協働し、ふるさと栗山で生きる幸せを実感できるまちづくりを推進します。

① 町民が心身ともに健やかに暮らせるまちづくりを推進します。

- 町全体で健康づくりを支え守るための環境づくりの整備
- 地域に必要な医療受診環境の整備

② 生活習慣の改善と介護予防を推進します。

- 生活習慣病やがん予防に関する取組を推進し、健（検）診受診率を向上
- 介護人材の育成や地域の支えあい活動を推進し、介護予防を充実

③ デジタル化の推進及び町民と行政が連帯・協働して地域活性化を図ります。

- デジタル技術の活用により住民サービスを向上
- 新たな情報発信体制による地域コミュニティの活性化など、情報発信の充実
- 女性活躍の推進

生活環境や教育、医療・保健・福祉、産業など分野別の個別政策に加え、栗山町の将来を見据えた特徴あるまちづくりを進めるため各分野を横断する「4つの重点プロジェクト」を検討しています。

③「地域」が元気なまち

先人が守り育ててきた栗山の豊かな自然・歴史・文化を磨き上げ、次代に誇れるまちづくりを推進します。また、広域による安定したごみ処理体制の構築や、地球温暖化対策の推進、安全・安心な都市基盤の整備を図ります。

① 栗山の自然・歴史・文化を守り育てます。

- 豊かな自然・里山環境の保全・再生
- 郷土芸能の継承活動などを通じて、文化遺産の理解・関心を高める

② 安定したごみ処理体制の構築及び地球温暖化対策を推進します。

- 共同処理によるごみ処理体制を構築し、ごみ分別を徹底
- 温室効果ガスの排出抑制対策など、地球温暖化対策の推進

③ 安全・安心な都市基盤の整備を図ります。

- 安全・安心な道路環境の維持・確保
- 安全・安心な居住環境の整備
- 魅力的な街並み・景観づくりを推進し、地域活性化を図る

④「産業」が元気なまち

経済発展の原動力である農商工の基盤を強化し、経済の成長が好循環するまちづくりを推進することで、雇用の場や、関係人口の創出を図るとともに、各産業の担い手育成を推進します。

① 農地を守り、持続可能な農業を推進します。

- 計画的な基盤整備を推進し、生産性の向上や災害に強い農業基盤を整備
- 円滑な農地継承を推進し、持続可能な農業生産体制を構築

② 魅力ある商工業等の振興を図り、関係人口を創出します。

- 新たな工業団地を造成し、企業誘致活動及び企業版ふるさと納税を推進
- 魅力ある商店街及び観光・交流産業における組織体制づくりの推進

③ 担い手育成及び雇用環境づくりを推進します。

- 農林業の担い手育成の推進
- 労働者への支援策等を検討し、労働環境を向上
- ものづくりを通じた地域活動や地域産業の担い手育成を推進

分野別の主な 計画事業（抜粋）

「4つの重点プロジェクト」のほか、町民生活に関するさまざまな課題を解決するために、町では分野ごとに各種事業を検討しています。

本書ではその主なものを紹介します。

※ **新規** …は計画期間中に新たに実施する事業です。

※ **充実** …は計画期間中に充実させる事業です。

生 活 環 境



（１）ごみ処理

- 充実** ・ごみ分別知識の普及啓発（新たな分別方法の説明会開催や食品ロス対策の推進など）
- 充実** ・ごみ処理施設・設備等の計画的な更新（リサイクルセンターの設備等の改修など）
- 充実** ・共同処理によるごみ処理体制の構築（道央廃棄物処理組合によるごみ焼却処理体制の構築など）



（２）環境・エネルギー

- 充実** ・地球温暖化対策の推進
（家庭用太陽光発電システム設置支援や事業所用再生可能エネルギーの導入費補助など）



（３）防 災

- 充実** ・災害時の危機管理体制の充実（ＦＭラジオ等による情報伝達手段の構築など）
- ・防災知識啓発、地域防災活動の推進（総合防災訓練の実施及び避難所マニュアルの作成など）



（４）消防・救急

- 充実** ・消防車両などの計画的な更新（高規格救急自動車の更新など）
- 新規** ・隊員の安全を守る装備品等の整備・更新（空気ボンベ、感染防止衣の更新など）
- ・ＡＥＤ等を活用した救急講習の実施（ＡＥＤ設置拡大に向けた啓発活動など）
- 充実** ・老朽化した消防施設等の改修・整備（消防庁舎外壁改修工事及び屋上防水工事など）



（５）生活安全

- ・交通安全運動・交通安全施設整備の推進（交通安全教室の開催、道路警戒標識の設置など）
- ・高齢運転者の免許証自主返納の支援（ハイヤー利用料金や町営バス回数券の助成など）
- ・地域の防犯・安全運動の推進（防犯カメラの設置、街路灯の設置及び維持管理の支援など）
- 新規** ・墓園・墓地の環境づくり（町営合葬墓の整備の検討、栗山町墓園の新たな区画の整備など）



(1) 学校教育

- 充実** ・ICTを活用した学校教育の推進（デジタル教科書等の整備など）
- 充実** ・給食センター施設及び厨房設備等の計画的な更新（電気設備や食器等の更新など）
- 新規** ・幼保小中一貫教育連携プログラムの推進（就学前と小学校の円滑な接続のための連携プログラムの作成など）
- 充実** ・介護福祉学校の経営基盤の確立（介護学生及び介護人材確保のための他市町村との連携推進など）
- 充実** ・学生寮の計画的な改修と施設の運営改善（介護福祉学校等学生寮の外壁等の改修など）
- 充実** ・栗山高校の学生確保と支援策の充実（通学支援や給食提供等に関する調査・検討など）
- 充実** ・栗山高校の「魅力化ビジョン（案）」の推進（地域課題解決に対応した教育プログラムの形成など）



(2) 生涯教育

- ・青少年の体験活動の機会づくり（青少年体験活動事業（農業や自然体験等）の実施など）
- ・高齢者の学びの機会づくり（高齢者同士が交流しながら知識等を深める機会の提供など）



(3) 自然環境教育

- 充実** ・国蝶オオムラサキの生息環境保全・再生（オオムラサキの自然繁殖の推進など）
- 充実** ・ハサンベツ里山づくりの活動支援（新たな担い手育成や活動団体等への支援など）
- 充実** ・ふるさと自然体験教育の推進（小中学校等の自然体験学習の実施など）



(4) スポーツ

- ・生涯スポーツの推進（歩けあるけ運動の開催、スポーツ少年団等への支援など）
- ・体育施設の計画的な改修（スポーツセンター等の計画的な修繕・改修など）



(5) 芸術文化

- ・町民の芸術・文化活動の支援（町民等が創作活動を発表しあう芸術祭の開催支援など）
- 充実** ・文化財保護・活用の推進（歴史的な文化財の保護・活用や郷土芸能の継承活動の推進など）



(6) 国際・地域間交流

- ・少年ジェット派遣事業を実施（中高生を対象としたホームステイ交流事業の実施）
- ・姉妹都市などとの交流事業の実施（宮城県角田市との青少年交流事業の実施など）



医療・保健・福祉



(1) 保 健

- ・妊娠前から乳幼児期の発達・発育支援（妊娠・出産・子育てに関する各種相談や支援の提供など）
- ・健康づくりを支え守るための環境整備（町民等が自ら行う健康づくりへの支援など）

新規 ・オンライン診療導入支援制度の創設など（医師がインターネットを通して診察するための支援など）

新規 ・新型コロナウイルス感染症対策の推進（検査費助成事業、ワクチン接種の推進など）



(2) 地域医療

- 充実** ・地域に必要な医療水準の維持（町内に必要な診療科を確保するための支援など）
- ・栗山赤十字病院改築事業の推進（栗山赤十字病院の改築支援）



(3) 児童福祉

- 充実** ・子ども医療費の助成及び拡大（高校3年生までの医療費助成拡大（町外通院助成の実施））
- 充実** ・子育て家庭の支援・環境の充実（従業員の育児等を応援する企業への支援制度の創設など）
- ・児童の健全な活動の場と放課後の居場所づくり（児童の遊びと生活の場の提供など）
- 充実** ・保育・教育体制の充実（一時、延長保育の実施、保育料の軽減など）
- ・障がいや発達の遅れのある子どもの支援（障がい等早期発見のための相談支援など）



(4) 高齢者福祉

- ・地域包括ケアの充実（配食サービスの提供、緊急通報装置の設置など）
- 新規** ・介護人材の育成（新たな担い手を育成するための研修の実施など）



(5) 地域福祉

- 充実** ・地域の支え合い活動の充実（高齢者同士が気軽に過ごせるカフェ事業の運営など）
- 充実** ・ケアラー支援の充実（ケアラー同士の交流場所の確保、ヤングケアラーの実態把握など）



(6) 障がい者福祉

- ・障がい者の地域生活支援（家事援助等による支援、交流活動等自発的活動の支援など）
- ・障がい者への専門的な相談支援体制の充実（相談窓口体制の充実など）



産 業



(1) 農林業

- ・地域の中心的人材の育成（農業後継者等の確保・育成のための支援など）

充実 ・多彩な人材の確保・定着の推進（新規就農者の受け入れ推進と営農支援など）

充実 ・道営事業による計画的な農業基盤整備（災害に強い円山地区等の基盤整備の促進、総合土地改良センターの推進など）

新規 ・畑地帯の計画的な基盤整備の推進（畑地帯の基盤整備計画の策定及び推進）

- ・スマート農業の推進（ロボット技術や情報通信技術などの先端技術を活用した農業の情報収集及び研究など）

- ・農的関係人口の創出（北大生の農家実習の受け入れ、農業分野における障がい者の活躍促進調査など）

- ・適正な森林管理の推進（町有林の整備・管理、森林組合との連携による民有林の整備支援、林道整備など）

新規 ・森林空間の新たな活用を推進（森林体験プログラムの開発及び担い手の育成、温室効果ガス吸収源としての意識醸成など）



(2) 商工業

充実 ・魅力ある商店街づくりの推進（空き地空き店舗の活用支援、電子マネーの普及促進など）

充実 ・積極的な企業誘致活動の推進（企業誘致ホームページの更新と積極的な情報提供など）

充実 ・工業団地の造成（工業団地の新規造成、販売促進など）



(3) 観光・交流産業

充実 ・ファブラボ栗山によるものづくりの推進（ものづくりを通じた人材育成など）

充実 ・観光、交流による地域経済活性化の推進（観光・交流産業の推進体制の構築など）

充実 ・移住、定住の促進（きめ細やかな移住相談と移住者支援の充実、空き家相談窓口の強化など）

充実 ・関係人口の創出（クリエイター定着に向けた施策の促進、テレワークやワーケーション環境の充実など）



(4) 雇用環境

充実 ・雇用の確保と労働環境の向上（労働者への支援策等を検討するための雇用労働実態調査の実施など）



(1) 道路・交通

新規 ・国道及び道道の整備促進（国道 234 号整備促進期成会と連携した整備要望など）

・冬期間の道路環境維持・確保（冬期間における除排雪、除雪機械の更新など）

・地域公共交通の維持・確保（ＪＲや民間バスの利用促進、都市圏への交通アクセス向上に向けた検討など）

充実 ・町営バスの運行による交通弱者の移動手段確保（町営バスの利便性向上や車両の更新など）



(2) 住宅・住環境

充実 ・住宅団地の造成（中里住宅団地の造成、販売促進など）

・若者・子育て世代の定住環境の整備（新築・中古住宅取得費の助成など）

充実 ・公営住宅の整備・改修（継立団地、中里団地の建替えなど）

・空き家対策の推進（空き家の実態把握調査の実施、管理不全な空き家所有者への指導・勧告など）

・住宅の居住性・住環境の向上（住宅のバリアフリー改修、耐震改修等の助成など）



(3) 上・下水道

・水道管・水道施設の計画的な更新（老朽度の高い水道管及び桜山浄水場等の機器・設備等の更新など）

・下水道施設の計画的な更新（下水道処理場の機器・設備等の更新）

(4) 河川

・河川環境の改善・水害防止の推進

（トキト川、杵臼川等の土砂撤去や倒木除去など）



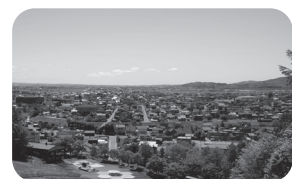
(5) 街なみ・景観

充実 ・南部地域の振興（旧継立中学校跡地施設の活用及び日出生活館の改築など）

・栗山市街地及び御大師山周辺の整備（スキー場の跡地活用の整備など）

・錦地区街並みづくりの推進（錦地区の歩行者・自転車道路の整備など）

充実 ・公園施設の計画的な修繕・更新（栗山公園施設、その他公園施設の更新・修繕など）



(1) コミュニティ活動

- ・町民主体の地域づくり活動への支援

(まちづくり協議会への活動支援、町民団体のまちづくり活動に対する助成など)



(2) 行政経営

新規 ・内部統制の推進 (業務遂行上のリスクの把握・対応策の検討、内部通報制度の運用など)

新規 ・デジタル化の推進 (マイナンバーカードの普及推進、行政手続きのオンライン化など)

充実 ・町税等の収納率向上 (滞納対策の強化、コンビニエンスストアにおける町税等の納付推進など)

- ・行政職員の育成 (先進自治体等への視察、各種研修期間への派遣、職場内研修の実施など)

新規 ・ふるさと納税制度の効果的な運用 (寄付者への返礼品による特産品等のPR、企業版ふるさと納税の推進・活用など)

新規 ・議会ICT化の推進 (議会ライブ中継システム等の更新、オンライン会議用設備の導入など)

- ・広域連携の推進 (南空知4市5町による広域的な取組推進及び北海道ボールパーク連携協議会への参画など)



(3) 情報共有と町民参加

充実 ・情報収集・発信に向けた体制づくり (コミュニティ放送局を活用した情報発信など)

- ・「くりやまキャッチ・ボイス」の運用 (町民の疑問・提案などに答える仕組みの運用)

新規 ・町行政の男女共同参画・女性活躍推進 (職員による仕事と家庭の両立推進、女性管理職の登用など)

新規 ・職場等の男女共同参画・女性活躍推進 (男女共同参画、女性活躍に関する啓発活動など)



財政状況の推移

町財政中長期試算（一般会計）

第7次総合計画原案の政策等を実施した場合の財政状況を試算しました。その結果、これまで取り組んできた行財政改革の成果により、安定した財政運営を維持できる見込みです。

しかし、第8次総合計画期間（令和13年度～）から、人口減少による町税の減少や、第7次総合計画期間中に実施予定の投資的事業（公営住宅の建設や道路改良工事など）に対する公債費（借金の返済）の増加により、基金からの繰入金の増加が見込まれます。さらに、近年多発している災害復旧費への対応や、計画策定時点で見込めない制度改正に対する財政的リスクに備える必要があります。

これらの課題解決には、第7次総合計画期間中に基金等残高を増加させるなど、引き続き健全な財政運営に努める必要があります。

（単位：百万円）

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
歳入	町税	1,231	1,225	1,213	1,204	1,193	1,186	1,177	1,166	1,158	1,151	1,140	1,133
	地方交付税	3,617	3,565	3,598	3,675	3,663	3,637	3,693	3,824	3,837	3,864	3,859	3,901
	町債	2,262	4,792	2,428	1,314	1,532	1,241	1,034	1,004	719	690	691	708
	繰入金 (基金)	198	197	193	178	221	193	214	264	568	300	317	364
	その他 (国道補助、 譲与税等)	3,498	3,439	3,485	3,414	3,468	3,552	3,377	3,357	3,171	3,154	3,169	3,157
	計 (A)	10,806	13,218	10,917	9,785	10,077	9,809	9,495	9,615	9,453	9,159	9,176	9,263
歳出	人件費	1,329	1,339	1,336	1,343	1,330	1,328	1,327	1,320	1,305	1,282	1,269	1,258
	公債費	1,097	1,091	1,152	1,234	1,279	1,224	1,295	1,454	1,582	1,621	1,615	1,640
	投資的 事業費	2,275	5,132	2,914	1,786	1,831	1,814	1,431	1,339	1,104	916	947	1,003
	積立金 (基金)	274	364	352	279	257	243	324	256	254	215	226	240
	その他 (扶助費、 繰出金等)	5,781	5,242	5,113	5,093	5,330	5,150	5,068	5,196	5,158	5,075	5,069	5,072
	計 (B)	10,756	13,168	10,867	9,735	10,027	9,759	9,445	9,565	9,403	9,109	9,126	9,213
	差 (A-B)	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
基金等残高	1,599	1,778	1,951	2,059	2,095	2,145	2,254	2,246	1,932	1,847	1,755	1,632
町債残高	12,196	15,940	17,282	17,446	17,792	17,908	17,752	17,410	16,791	16,006	15,260	14,529
（参考）（※） 実質町債残高	7,516	6,438	6,736	6,765	6,833	6,870	6,824	6,568	6,174	5,746	5,336	4,945

※実質町債残高：町債残高のうち、町が実質的に負担する金額の見込み

※一般会計による試算額

◀ 栗山町第7次総合計画原案（ダイジェスト版） 令和4年10月発行

◎編集・発行 栗山町経営企画課 〒069-1512 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地
 ◎問い合わせ (Tel) 0123-73-7502 (E-mail) tiikiseisaku-g@town.kuriyama.hokkaido.jp
 ◎ホームページ <https://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/>